

激増する内部告発への対応が急務！ 公益通報者保護法制の展開と 内部通報制度の見直し 解説講座 ～内部通報制度を機能させるための工夫と着眼点～

◆開催要領◆

<日 時> 2017年 4月 28日(金) 13:00～17:00

<会 場> 「企業研究会セミナーーム」(東京・麹町) 東京メトロ麹町駅より徒歩5分

講師

青山学院大学大学院法務研究科(法科大学院) 教授
弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック 弁護士 浜辺 陽一郎 氏



〔浜辺陽一郎氏ご略歴〕 1961年生まれ。1984年司法試験合格。1985年慶応義塾大学法学部卒業。1987年弁護士登録。1995年米国ニューヨーク州弁護士登録。都内の渉外法律事務所等を経て、現職。また現在、弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックにおいて弁護士として活動し、多数の企業法務等に携わる。主な著書に「経営力アップのための企業法務入門」「スピード解説 民法<債権法>改正がわかる本」「図解 新会社法のしくみ(第3版)」「執行役員制度導入のための理論と実務(第4版)」「図解 コンプライアンス経営(第3版)」「個人情報・営業秘密・公益通報 Q&A」「英文国際取引契約書の書き方」「国際ビジネス法入門」「経営力アップのための企業法務入門」(東洋経済新報社) <セミナー当日、こちらの書籍をテキストとして配付します>などがある。

◆ご参加頂きたい方◆

内部通報窓口、内部監査部門、コンプライアンス部門等に所属され、社内の内部通報制度について見直しをされている方

● 受講料 ● 1名(税込み、テキスト代含む)

正会員	32,400円(本体価格 30,000円)
一般	35,640円(本体価格 33,000円)

■参加要領

- 申込書はFAXいただくか、当会ホームページよりお申込みください。後日(開催日1週間～10日前まで)受講票・請求書をお送りします。
- *よくあるご質問(FAQ)は当会ホームページにてご確認ください。(TOP) → [公開セミナー] → [よくあるご質問]
 - *お申込後のキャンセルはお受けしかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理の方のご出席をお願いいたします。
 - *最少催行人数に満たない場合は、中止とさせて頂く事もありますので、ご了承下さい。

■お申込・お問合せ先

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局
担当)鈴木 E-mail:a-suzuki@bri.or.jp
TEL:03-5215-3550 FAX:03-5215-0951
東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE2F

一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局 宛

申込書 FAX:03-5215-0951

171121-0303	2017.04.28 公益通報者保護法制の展開と 内部通報制度の見直し 解説講座		
ふりがな 会社名			
住所	〒		
TEL		FAX	
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E-Mail			
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E-Mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。
※申込書をご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

● プログラム ●

4月 28日
(金)

13:00
(スタート)

午後 途中
休憩タイム
あり

17:00
(終了)

I 内部通報制度の目的

- (1) 不祥事発覚の発端はほとんど内部告発 企業不祥事に見る失敗のパターン
- (2) 内部告発の増加とその背景
- (3) 法令における「内部告発」の取扱い
- (4) 司法における内部告発の取扱い

II 公益通報者保護法の趣旨と内容

- 1 公益通報者保護法の概要
- 2 公益通報者保護法の意義 (その大きなインパクト)
- 3 内部通報制度の状況

III 民間事業者向けガイドラインの趣旨と内容

- 1 現行の民間事業者向けガイドライン
- 2 内部通報制度推進に向けた動き
- 3 消費者庁・内閣府の検討会
「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」の動向
- 4 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」(素案)

IV 内部通報制度の制度設計上の諸問題

コンプライアンス経営のための内部通報制度の構築と活用方法

- 1 内部通報制度の基本的考え方
- 2 内部通報制度を機能させるための工夫と着眼点
自浄を促し、有効に機能させるための設計上の留意点
「作ってはみたけれど…」とならないように
 - (1) 通報を義務にするか、権利にするか?
 - (2) 通報の対象を何にするか?
 - (3) 誰が通報者となるのか、その保護対象は?
 - (4) 受付部署=通報窓口(ホットライン)をどこに設置すべきか?
企業集団における内部通報制度の整備
監査役から内部通報に関する情報開示を求められた場合の対応方法は?
 - (5) 対応担当者の独立性
 - (6) 実名(顕名)通報を原則とするか、匿名通報を原則とするか
匿名通報を認めるべきかとの関係(いやがらせの発生要因?)
 - (7) 社内リニエンシーの考え方 不正関与者本人からの通報の取扱い
 - (8) フィードバックのあり方
 - (9) ルール作り…透明性の高いルールの策定
 - (10) 社内研修の活用

V 運営上の諸問題

- 1 利益相反問題 会社が窓口を設けている意義
内部統制によるコンプライアンスの推進
- 2 調査方法 調査における匿名性確保
- 3 コンプライアンス・プログラム全体の中の位置付けと体制整備
- 4 内部通報制度の運用上の問題点とトラブル対応
 - (1) 通報受領時の対応
 - (2) 調査・検討段階の諸問題
 - (3) 通報が虚偽・不当な場合の対応
- 5 調査後の対応 通報者へのフィードバック
- 6 内部通報制度の検証と改善の必要性

講 師 青山学院大学大学院法務研究科 教授
弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック 弁護士

浜辺 陽一郎 氏